

○宜野湾市附属機関設置条例

昭和55年 3 月31日

条例第 9 号

改正 昭和56年 3 月23日 条例第 8 号
昭和56年10月 7 日 条例第18号
昭和59年 3 月31日 条例第 5 号
昭和59年10月 1 日 条例第22号
昭和60年12月27日 条例第20号
昭和62年 3 月27日 条例第 4 号
昭和63年12月27日 条例第17号
平成元年10月 5 日 条例第19号
平成 3 年 3 月30日 条例第 6 号
平成 4 年 3 月30日 条例第 6 号
平成 5 年 3 月25日 条例第 4 号
平成 9 年 3 月31日 条例第 2 号
平成10年 7 月 1 日 条例第19号
平成10年10月14日 条例第24号
平成12年 3 月31日 条例第15号
平成12年12月14日 条例第55号
平成13年 3 月30日 条例第 3 号
平成13年 7 月 2 日 条例第12号
平成14年 3 月31日 条例第14号
平成14年 6 月27日 条例第24号
平成14年10月22日 条例第28号
平成15年10月20日 条例第18号
平成16年 3 月30日 条例第 1 号
平成16年 6 月28日 条例第 9 号
平成16年12月27日 条例第14号

平成20年 3月19日 条例第2号
平成20年 9月24日 条例第19号
平成25年12月27日 条例第34号
平成26年 3月28日 条例第1号
平成27年 3月26日 条例第5号
平成27年 9月28日 条例第25号
平成28年 3月25日 条例第5号
平成29年 3月28日 条例第6号
平成29年 6月27日 条例第12号
平成30年 3月26日 条例第4号
平成31年 3月26日 条例第2号

宜野湾市附属機関設置条例(1964年宜野湾市条例第3号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、法律又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、本市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(平31条例2・一部改正)

(設置、名称及び担当事務)

第2条 本市が設置する附属機関及びその名称並びにその担任する事務は、別表のとおりとする。

(規則等への委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関及び上下水道事業管理者が別に定める。

(平31条例2・一部改正)

附 則

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

- 2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- (1) 宜野湾市史編集委員会条例(昭和47年宜野湾市条例第20号)
 - (2) 宜野湾市振興計画審議会条例(昭和47年宜野湾市条例第27号)
 - (3) 宜野湾市特別職報酬等審議会条例(昭和47年宜野湾市条例第26号)
 - (4) 宜野湾市都市計画審議会条例(昭和47年宜野湾市条例第75号)
 - (5) 宜野湾市予防接種健康被害調査委員会条例(昭和54年宜野湾市条例第21号)
 - (6) 宜野湾市心身障害児適正就学指導委員会設置条例(昭和50年宜野湾市条例第12号)
- 3 この条例の施行の際、第2条の附属機関のうち、現にある附属機関の委員その他の構成員の職にある者は、この条例により設置されたそれぞれの附属機関の委員その他の構成員とみなす。ただし、任期は、旧条例の規定を適用する。この場合においては、旧条例の規定によりこれらの者が委嘱又は任命された日から起算する。
- 附 則(昭和56年3月23日条例第8号)
この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和56年10月7日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和59年3月31日条例第5号)
この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和59年10月1日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和60年12月27日条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和62年3月27日条例第4号)
この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和63年12月27日条例第17号)
この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成元年10月 5 日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月30日条例第 6 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月30日条例第 6 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月25日条例第 4 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月31日条例第 2 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成10年 7 月 1 日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月14日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年 3 月31日条例第15号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成12年12月14日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年 3 月30日条例第 3 号)

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成13年 7 月 2 日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年 3 月31日条例第14号)

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成14年 6 月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、宜野湾市はごろも学習センター運営委員会の項の規定は、平成14年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成14年10月22日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月20日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第5号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年 3 月26日 条例第 4 号)

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成31年 3 月26日 条例第 2 号)

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(昭56条例 8 ・昭56条例18 ・昭59条例 5 ・昭59条例22 ・昭60条例20 ・昭62
条例 4 ・昭63条例17 ・平元条例19 ・平 3 条例 6 ・平 4 条例 6 ・平 5 条例
4 ・平 9 条例 2 ・平10条例19 ・平10条例24 ・平12条例15 ・平12条例55 ・
平13条例 3 ・平13条例12 ・平14条例14 ・平14条例24 ・平14条例28 ・平15
条例18 ・平16条例 1 ・平16条例 9 ・平16条例14 ・平20条例 2 ・平20条例
19 ・平25条例34 ・平26条例 1 ・平27条例 5 ・平27条例25 ・平28条例 5 ・
平29条例 6 ・平29条例12 ・平30条例 4 ・平31条例 2 ・一部改正)

附属機関の属 する執行機関 等	附属機関の名称	担任する事務
市長	宜野湾市振興計画審議会	市長の諮問に応じ、宜野湾市総合計画の策定及び地域活性化対策の推進、その他その実施に関し、必要な調査審議すること。
	宜野湾市特別職報酬等審議会	議会の議員報酬の額及び特別職の職員の給料の額について審議すること。
	宜野湾市予防接種健康被害調査委員会	各種予防接種健康被害の発生に際し、その原因調査及び健康被害の適正かつ円滑な処理を図ること。
	宜野湾市生活環境保全対策審議会	市の生活環境に関する基本的事項及びその他の重要な事項を調査審議すること。
	宜野湾市献血推進協議会	献血を推進し、輸血のための健康な血液の確保を図ること。

宜野湾市緑化推進協議会	市の緑化を達成するため、緑の保全と緑豊かな都市造りを図るとともに、生活環境を浄化すること。
宜野湾市基地対策協議会	基地から派生する諸問題に関すること。
宜野湾市農林漁業振興審議会	市の農林漁業計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査審議すること。
宜野湾市勤労青少年ホーム及び宜野湾勤労者体育センター運営委員会	勤労青少年ホーム及び勤労者体育センターの運営に関する事項について審議すること。
宜野湾市行財政改革委員会	本市の行財政改革の実施に関し、必要な調査審議を行うこと。
宜野湾市住居表示審議会	住居表示を実施する事に関し、調査審議すること。
宜野湾市児童センター運営委員会	児童センターの運営に関する事項について審議すること。
宜野湾市健康づくり推進協議会	市民の健康増進事業の推進に関すること。
宜野湾市国際交流推進委員会	国際交流、都市交流の推進及び姉妹都市、友好都市締結に関し、様々な角度から審議し、市の国際交流の促進を図る。
宜野湾市男女共同参画会議	男女共同参画社会の形成の促進及びその施策のあり方について調査審議すること。
宜野湾市軍用地跡地利用計画策定委員会	将来の軍用地の返還に向けて、土地利用計画等に関すること。
宜野湾市母子保健計画策定委員会	心身共に健全な子供を生み育てる地域の実現のために様々な角度から審議し、市の母子保健事業計画の策定をする。

宜野湾市地域福祉計画懇話会	市長の諮問に応じ、地域福祉計画策定の基本的な考え方について、調査及び審議を行なうこと。
宜野湾市高齢者保健福祉対策策定委員会	市長の諮問に応じ、宜野湾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関し、基本的事項及びその他重要事項について調査審議を行なうこと。
宜野湾市バリアフリーのまちづくり推進協議会	宜野湾市バリアフリーのまちづくり計画の基本方針、生活環境基盤整備計画、将来構想等の総合計画を策定すること。
宜野湾市情報公開及び個人情報保護に関する審査会	情報公開制度及び個人情報保護制度に係る審査請求の審査に関すること。
宜野湾市情報公開及び個人情報保護制度運営に関する審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営に関すること。
宜野湾市公共事業評価監視委員会	市の実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性を評価し、その結果を市長に具申すること。
宜野湾市企業立地検討委員会	企業立地に係る当該企業の事業内容等の調査及び審査に関すること。
宜野湾市公有財産有効活用検討委員会	公有財産の取得、管理、活用及び処分に関する重要な事項について調査審議すること。
宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議	宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成又は変更等に関すること。
宜野湾市産業振興計画推	宜野湾市産業振興計画の総合的な推進に

進協議会	関する事項を審議すること。
宜野湾市公立保育所民営化移管先法人等選定委員会	宜野湾市公立保育所の移管先法人等の選定についての審議に関すること。
宜野湾市指定管理者選定等委員会	指定管理者候補者の選定及び指定管理者の評価についての審議に関すること。
宜野湾市中小企業振興会議	本市の中小企業の振興を図る施策についての審議に関すること。
宜野湾市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定による調査を行うこと。
宜野湾市総合戦略推進委員会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び施策の推進に関する事項について調査審議すること。
宜野湾市公立保育所調理等業務委託業者選定委員会	宜野湾市公立保育所調理等業務の委託業者の選定についての審議に関すること。
宜野湾市市民協働推進審議会	市の市民協働推進基本指針及び実施計画の策定、その他市民協働推進に関し必要な調査審議すること。
宜野湾市地域づくり推進事業基金審査委員会	地域づくり推進事業の審査に関すること。
宜野湾市海外留学生選抜試験審査委員会	宜野湾市海外留学生の選定についての審議に関すること。
宜野湾市特別支援保育審査委員会	障がい等を有するなど、特別な配慮を要する児童の保育所への適正な入所を図るため、特別支援保育の判定、その他特別支援児の処遇に関して審査すること。

	宜野湾市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会	宜野湾市地域包括支援センターの適切な運営及び地域密着型サービスの公正かつ中立性の確保のために必要な事項を審議すること。
	宜野湾市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の実施に関すること。
教育委員会	宜野湾市教育支援委員会	心身に障がいがあり、特別な支援を要する幼児、児童、生徒の教育相談及び支援並びに就学先について調査審議すること。
	宜野湾市学校給食センター運営委員会	学校給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、必要な調査研究を行うこと。
	宜野湾市立学校通学区域等審議会	教育委員会の諮問に応じて、市立学校に就学する幼児及び児童生徒の通学区域の設定又は変更に関する事項を審議答申すること。
	宜野湾市史編集委員会	市史編集に関する調査及び資料を収集するとともに、市史編集に関し、基本的大綱に関する事項を審議すること。
	宜野湾市はごろも学習センター運営委員会	はごろも学習センターの運営、事業計画その他必要な事項に関し、教育長の諮問に応じるものとする。
	宜野湾市教育振興基本計画策定委員会	宜野湾市教育振興基本計画の策定に関すること。
	宜野湾市学校給食調理業務等委託業者選定委員会	宜野湾市学校給食調理業務等の委託業者の選定についての審議に関すること。

	宜野湾市いじめ問題専門委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための対策について審議すること。
上下水道事業 管理者	宜野湾市上下水道事業包括的業務委託業者選定委員会	上下水道事業包括的業務の委託業者の選定についての審議に関すること。
	宜野湾市上下水道料金等審議会	上下水道事業における水道料金、下水道使用料の額及びその他必要な事項を審議すること。